

「鳥獣保護区における狩猟の特例制度の創設」に係る  
提案団体等からの見解に対する環境省 2 次回答

下記①～⑤のことから、提案の内容は受け入れられず、提案の背景にある真の支障である「鳥獣による被害への対策」については、提案のような特例制度以外の、1 次回答で回答した方法や下記②でお示した方法のいずれかで対応する必要があると考える。

①鳥獣保護区は、一定の区域内で、個人の自由な意思による狩猟行為を禁止することにより、鳥獣の捕獲そのものだけでなく、発砲音や狩猟者の自由な土地への出入りを抑制し、もって、長期的に鳥獣の安寧な生息環境や営巣・繁殖環境を維持し、国土において鳥獣の保護を図る区域を確保することを制度の趣旨としている。

(この点、休猟区は、狩猟行為そのものを問題視しているものではなく、狩猟資源の保護のため、実際に対象となる狩猟鳥獣が捕獲され、生息数が減少することを防ぐために狩猟を禁止しているため、鳥獣保護区と休猟区では、規制の対象行為に係る考え方の範囲が異なっている点に留意が必要)

法的な規制としても、鳥獣保護区は実質的に「狩猟行為」のみを規制している区域であり、そのことにより制度の趣旨を担保していることから考えれば、一定の条件下であったとしても、鳥獣保護区において「狩猟行為」を認める特例を設けることは、鳥獣保護区制度を骨抜きにするものである。

②一方で、提案のような区域・方法・期間を限定してニホンジカ・イノシシ等特定の鳥獣の狩猟を認める区域は、鳥獣保護区を解除した上で、法第 12 条第 2 項に基づく「狩猟鳥獣（ニホンジカ・イノシシを除く）捕獲禁止区域」や、法第 14 条第 1 項に基づく「特例休猟区」により実現可能である。よって、鳥獣保護区において「狩猟行為」を認める特例を設けることは、既存の制度とも重複し、制度全体を複雑にする。

③また、①のような鳥獣保護区制度の趣旨・成り立ちから、鳥獣保護区において狩猟を禁止する制度上・社会上の要請は高く、鳥獣保護区において「狩猟行為」を認める特例を設けることは、自然保護や環境保全の観点から、「規制の骨抜き」などと厳しい指摘を受ける可能性が高い。

④さらに、これまで自由な意思に基づく狩猟行為を認めていなかった鳥獣保護区において何らの調整もなく狩猟行為を認めることは、事故の増加（狩猟者同士の事故、地元住民やハイカー等への加害など）のほか、なわばりをめぐる地域のトラブルの増加が懸念される。

⑤加えて、狩猟期間中に、狩猟可能な区域で指定管理鳥獣捕獲等事業や許可捕獲を実施する場合は、事故等を避けるため、あらかじめ捕獲を行う時期や区域について、当該区域に入猟する狩猟者等と調整を図る必要がある。この点、狩猟をすることが狩猟者の権利であることから、調整の結果、鳥獣保護区内での指定管理鳥獣捕獲等事業や許可捕獲の実施期間や実施区域が制限される可能性が高く、逆に、十分な捕獲が進まず、鳥獣保護区内での鳥獣の計画的な管理が円滑に進まなくなるおそれがある。

なお、今回の提案は鳥獣保護区で狩猟の捕獲圧を少しでも導入したいという提案となっているが、提案県の状況を詳細に伺ったところ、許可捕獲や指定管理鳥獣捕獲等事業の担い手が不足していることこそが真の支障の原因と思われた。

そうであるならば、提案団体からの見解に「狩猟に頼らない行政主体の捕獲事業の推進という法改正の趣旨を踏まえ、今後も本事業を活用した鳥獣害対策をすすめる」と記載のあるとおり、行政が主体的かつ組織的に実施する指定管理鳥獣捕獲等事業や許可捕獲を早急に強化するため、その担い手となる狩猟者や認定鳥獣捕獲等事業者の育成・確保を図ることが急務であり、このことこそが「鳥獣保護区での被害を軽減すること」につながるものと考えられる。この点について、当省の指定管理鳥獣捕獲等事業交付金事業で認定鳥獣捕獲等事業者の育成についても交付対象としているところ、提案団体の取組に係る経費の補助も可能である。また、狩猟者や事業者の育成の好事例などを周知する等の支援も可能であるため、適宜相談いただきたい。